

相 談 事 例

ID : 04-02-008

相談タイトル

所有している土地の所有権の放棄について

Q : ご相談内容

息子家族と同居するため、みなかみ町から藤岡市に移転した。みなかみ町で所有している土地（宅地・更地）を手放したく不動産業者にも相談しているがなかなか売れない。息子達もいないと言っている。所有しているだけで固定資産税が発生するので早く手放したいが寄付することは可能なのか。

A : 回答

自治体・個人・法人等に対し寄付を申し出る事は自由であり可能ですが、寄付を受ける方にとってはその土地に対し、利用目的があるかや利用価値が見いだせる土地である必要があることから、全て申出れば寄付を受けてくれるというものではありません。

特に自治体では、行政目的にかなう必要があるため、現状ではあまり寄付を受けると言うことにはないと考えます。まずは、寄付と言うことだけでなく、みなかみ町に処分や利活用全般について相談してみてもと思います。また、みなかみ町では「空き家バンク制度」も実施していますので、制度の利用なども検討されてはと考えます。